

2025.12

雇用サービスだより

No.307 石川労働局

被保険者、事業主の皆様へ

New!

雇用保険の育児休業等給付専用のお問い合わせ先開設

令和7年11月17日～

育児休業等給付専用の コールセンターを設置しました

育児休業等給付に関する制度内容や申請手続き、電子申請の処理状況の目安に関するお問い合わせは、以下のコールセンターまでお電話をお願いします。

対象の
給付金

- ◆ 育児休業給付金(支給期間の延長を含みます)
- ◆ 出生時育児休業給付金
- ◆ 出生後休業支援給付金
- ◆ 育児時短就業給付金

こんな
問い合わせに
対応します

- ◆ 給付金の内容や支給要件を知りたい
- ◆ 支給額がどのように計算されるか知りたい
- ◆ 給付金の申請手続きを知りたい
- ◆ 支給時期や電子申請の処理の目安を聞きたい

(※具体的な支給日はお答えできませんので、予めご了承ください。)

育児休業等給付コールセンター

0570-200-406

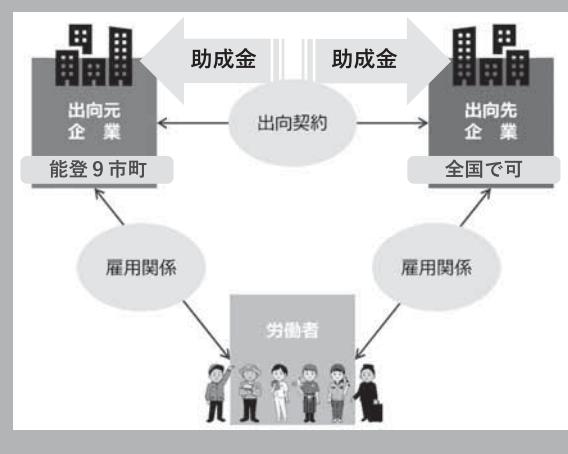
厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク



令和6年能登半島地震関係 産業雇用安定助成金（災害特例）の対象期間を延長します

能登9市町で活用できる産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）は、在籍型出向により雇用維持を取り組む場合の助成金の特例措置として実施していますが、支給対象期間を令和8年12月末まで延長する予定です

助成金は
出向元・出向先両方に対して支給します。



助成対象となる「出向」とは？

令和6年能登半島地震の影響を受けた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向が対象です。出向した労働者は、出向期間終了後には元の事業所に戻って働くことが前提です。

助成内容

出向元事業主は、石川県七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町、輪島市、穴水町、珠洲市、能登町に所在する事業所の事業主が対象。出向先事業主は全国の事業主が対象。

	中小企業	中小企業以外
賃金等の助成率	4/5	2/3
上限額（出向元・出向先の合計）	8,870円（日額、R7.8.1時点）	

お問合せ先

石川労働局職業対策課
076-265-4428

■リーフレット



■ガイドブック



石川労働局 各種助成金

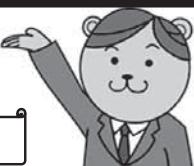
検索



最新情報
はホームページ
にて公開



労働局・ハローワーク通信



令和7年度第1回石川県地域職業能力開発促進協議会を開催

石川労働局は、令和7年11月6日（木）に令和7年度第1回石川県地域職業能力開発促進協議会を開催しました。

協議会においては、各委員が把握した人材ニーズ等の情報を共有するとともに、職業訓練の効果を検証するなど活発な意見を交わし、「令和8年度石川県地域職業訓練実施計画の策定に向けた方針」を決定しました。



ミドルシニア世代対象「合同企業説明会＆マッチングフェア」を開催しました



11月13日（木）、サイエンスヒルズこまつ（小松市）にて、いしかわ中高年世代活躍応援プロジェクト事業「ミドルシニア世代対象 合同企業説明会＆マッチングフェア」を開催しました。

当日は、キャリアコンサルタントによる「すぐに使える！就活準備セミナー」を実施するとともに、参加された求職者の方達は、企業ブースで担当者から直接説明を受けながら、積極的に交流されていました。

参加者アンケートにおいては、「また開催してほしい」といった声も寄せられ、大変好評のイベントとなりました。

ハラスメント対策に関する 改正ポイントのご案内

ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- **カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止**するために、雇用管理上必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります！

（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の責務も明確化します。

※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、事業主・労働者・顧客等の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索



石川県内の最低賃金

最低賃金より低い賃金で
労働者を使用することはできません。

- 最低賃金は、パート・アルバイト等雇用形態に関係なく適用されます
- また、労使が最低賃金未満で働くことに合意していたとしても無効となる適用される最低賃金額で労働契約したものとみなされます。



石川労働局広報キャラクター
「こうほウ」

◇地域別最低賃金 (すべての労働者に適用されます)

改正発効日 令和7年10月8日

最低賃金の名称	時間額	適用労働者
石川県最低賃金	1,054円	年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます

◇特定最低賃金 (特定の産業で働く基幹的労働者に適用されます)

改正発効日 令和7年12月31日

No.	最低賃金の名称	時間額	適用労働者
1	一般機械 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	1,090円	石川県内の左記 特定産業の基幹的労働者に適用されます。 (適用される業種は裏面をご参照ください) ※適用されない労働者
2	自動車 石川県自動車・同附属品、 自転車・同部分品製造業最低賃金	1,090円	【No.1～No.4 各特定最低賃金】 ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
3	電気機械 石川県電子部品・デバイス・電子回路、 民生用電気機械器具、電子応用装置、 情報通信機械器具製造業最低賃金	1,064円	【No.1 一般機械、No.2 自動車】 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、パリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
4	百貨店 石川県百貨店、総合スーパー・マーケット最低賃金	1,060円	【No.3 電気機械】 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰めの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者

○上記のほか、石川県の区域には「石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金」が定められていますが、石川県最低賃金が適用されるため、時間額1,054円以上支払う必要があります。

厚生労働省

石川労働局

最低賃金に関するお問い合わせ先

...労働基準部賃金室 (☎076-265-4425) または 最寄りの労働基準監督署

最低賃金のリーフレット等の
資料はこちら▶



特定最低賃金が適用される業種

No.	適用業種(日本標準産業分類による)
1	<ul style="list-style-type: none"> ①金属素形材製品製造業（粉末や金製品製造業を除く） ②ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 ③その他の金属製品製造業（打ちはく業を除く） ④ポンプ・圧縮機器製造業 ⑤一般産業用機械・装置製造業（細分類が不詳なものも含む）（家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温温調整装置製造業を除く） ⑥その他のはん用機械・同部分品製造業 ⑦農業用機械器具製造業（農業用器具を除く）のうち細分類が不詳なもの ⑧農業用トラクタ製造業 ⑨建設機械・鉱山機械製造業（細分類が不詳なものも含む）（建設用ショベルトラック製造業を除く） ⑩繊維機械製造業（細分類が不詳なものも含む）（工業用・家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く） ⑪生活関連産業用機械製造業 ⑫基礎素材産業用機械製造業 ⑬金属加工機械製造業 ⑭半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 ⑮その他の生産用機械・同部分品製造業 ⑯発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 ⑰産業用電気機械器具製造業（車両用電気配線装置製造業を除く） ⑱①～⑯の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑲純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が①から⑯に掲げる産業に分類されるものに限る。）
2	<ul style="list-style-type: none"> ①自動車・同附属品製造業 ②自転車・同部分品製造業 ③前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ④純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①又は②に掲げる産業に分類されるものに限る。）
3	<ul style="list-style-type: none"> ①電子デバイス製造業 ②電子部品製造業 ③記録メディア製造業 ④電子回路製造業 ⑤ユニット部品製造業 ⑥その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 ⑦民生用電気機械器具製造業 ⑧電子応用装置製造業 ⑨通信機械器具・同関連機械器具製造業 ⑩映像・音響機械器具製造業 ⑪電子計算機・同附属装置製造業 ⑫①から⑪の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑬純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が①から⑪に掲げる産業に分類されるものに限る。）
4	<ul style="list-style-type: none"> ①百貨店 ②総合スーパー・マーケット ③前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ④純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①又は②に掲げる産業に分類されるものに限る。）

- ◇「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」、「断続的労働に從事する者」など一定の要件を満たすものは、労働局による最低賃金の減額特例許可を受けた場合、適用される石川県最低賃金、特定最低賃金を減額して支払うことが認められます。
- ◇複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。
- ◇派遣労働者は、派遣先事業場に適用される地域別又は特定最低賃金が適用されます。
- ◇最低賃金の時間額と月給を比較する場合は、月給額を1か月の平均所定労働時間で除してください。
- ◇最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的なものに限られます。具体的には、次の賃金は除外されます。
 - (1) 精勤手当、通勤手当及び家族手当
 - (2) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
 - (3) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
 - (4) 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金

►► 石川労働局からのお知らせ

(厚生労働省 委託事業)

石川働き方改革推進支援センターが事業主の皆様を無料でご支援いたします。

「働き方改革推進支援センター」では、長時間労働の是正、就業規則の見直し、助成金の活用、賃金引上げに向けた取り組みなど、労務管理上の課題について無料相談を行っています。お気軽にご利用ください。

石川働き方改革推進支援センター
〒920-0027

金沢市駅西新町3-1-10 NEWSビル8階 804号室
受付時間 9:00～17:00（土日祝日・年末年始除く）



石川働き方改革推進支援センター



(R7.12)

管内労働市場のうごき (令和7年10月分)

10月の窓

有効求人倍率
(季節調整値)

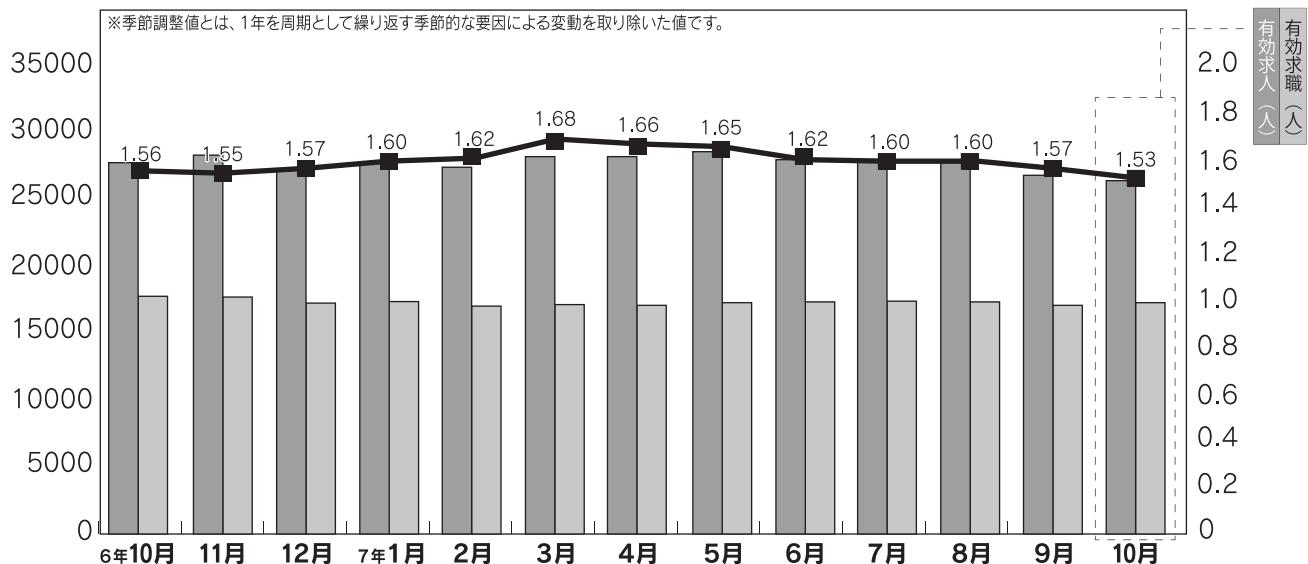
1.53倍

正社員
有効求人倍率

1.41倍

~求人される皆様へ~
正社員求人を
お願いします!

有効求人倍率 (季節調整値) の推移



有効求人数	27,320	27,979	26,793	27,360	27,014	27,735	27,634	27,970	27,649	27,314	27,346	26,335	25,947
有効求職者数	17,512	17,403	17,050	17,071	16,693	16,553	16,625	16,934	17,015	17,083	17,076	16,811	16,978

◎令和6年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改定されています。

◎10月の有効求人数(季節調整値)は前月と比べて1.5%減少し、有効求職者数(季節調整値)は1.0%増加したため、有効求人倍率は1.53倍となり、前月と比べ0.04ポイント低下しました。

また、正社員有効求人倍率(原数値)は1.41倍となり、前年同月と比べ0.08ポイント上昇しました。

●新規求人の動向

区分	6年度	7年10月	前年同月比
合計	112,028	9,642	▲5.4
建設業	10,264	992	▲2.8
製造業	12,135	1,044	▲19.8
食料品、飲料	2,785	240	▲31.6
織維工業	1,894	119	▲39.0
はん用機械器具	1,124	113	▲5.8
生産用機械器具	1,212	153	2.0
業務用機械器具	99	15	▲11.8
運輸業、郵便業	6,670	674	2.7
卸売業、小売業	22,233	1,819	▲17.5
宿泊業、飲食サービス業	11,029	755	16.7
医療、福祉	22,794	2,022	▲5.1
サービス業	11,765	991	▲10.6

●職業別有効求人倍率 (常用)

区分	有効求人(人)	有効求職(人)	有効求人倍率(倍)	
合計	25,441	16,956	1.50	
職業別	管理的職業	80	36	2.22
	専門的・技術的職業	4,705	2,197	2.14
	事務的職業	2,215	3,848	0.58
	販売の職業	3,823	972	3.93
	サービスの職業	5,872	1,644	3.57
	保安の職業	699	120	5.83
	農林漁業の職業	140	119	1.18
	生産工程の職業	2,917	1,584	1.84
	輸送・機械運転の職業	1,233	479	2.57
	建設・採掘の職業	1,194	191	6.25
分類不能の職業	運搬・清掃・包装等の職業	2,563	2,835	0.90
	分類不能の職業	0	2,931	0.00

(注)1 パートタイムを含む。

(注)2 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表記したもの。

(注)3 令和6年4月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

雇用サービスだより (毎月1回発行)

編集発行 石川労働局職業安定部

〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号
金沢駅西合同庁舎5階
(平日 8時30分~17時15分)

職業安定課 : TEL 076-265-4427

需給調整事業室 : TEL 076-265-4435

職業対策課 : TEL 076-265-4428

訓練課 : TEL 076-200-8437

石川労働局ホームページへ

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/>

石川労働局HP



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。